


所管部課	福祉部	みのり福祉園	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市立みのり福祉園の工賃支払い等に関する要綱を廃止する要綱について			区分	
関係事項	条例規則	東大和市立みのり福祉園条例 東大和市立みのり福祉園条例施行規則			
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 理由 平成28年10月に東大和市総合福祉センターは〜とふるが開設されることから、平成28年9月30日をもって東大和市立みのり福祉園を閉園するため。					
(2) 内容 東大和市立みのり福祉園の工賃支払い等に関する要綱（昭和61年市長決裁）は廃止する。					
(3) 施行日 平成28年10月1日					
(4) 影響及び効果 みのり福祉園の各事業については、平成28年10月1日から、東大和市総合福祉センターは〜とふるに、円滑に移行できる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
平成28年6月30日～9月20日 文書課との調整					
平成28年9月 6日 平成28年 第3回 東大和市議会において、東大和市立みのり福祉園条例廃止議決					
平成28年9月14日 持ち回り庁議にて、東大和市立みのり福祉園処務規程を廃止する訓令について付議済み					
3. 留意事項（問題点等）					
このほか、みのり福祉園に関連する以下の規則等（東大和市立みのり福祉園条例施行規則、東大和市立みのり福祉園給食実施要綱、東大和市立みのり福祉園運営協議会設置要綱）の廃止については、文書課と調整済みであり、平成28年9月28日の庁議に付議予定である。					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議終了後、速やかに廃止の手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。